

それって
「ブラックバイト」

じゃない？

知っておきたい法律のポイント

法務支援センター 教授 弁護士
岩井 羊一

「働く」とは？ 「労働契約」を結ぶこと

自分の力（労働力）を提供して、
賃金を受け取る人

= 労働者

労働者に指揮命令し、賃金を支払う人

= 使用者

(労働者を使う立場の人)

「働く」ことの特徴

- ・ 労働力の提供 人間の行為(物ではない)
cf 売買 消費貸借 賃貸借
- ・ 指揮命令に従う
cf 請負 委任
→ お金の性質
「労働」の対価

「働く」ことの問題

- 人間の行為
いのち、健康が問題になる。
労働者の保護が必要
- 対等ではない
労働「市場」 使用者が有利
労働者の保護が必要

法律で特別な制限

- いのち 健康
労働基準法 労働安全衛生法
いのち健康を害さないように
- 対等ではない
労働契約法 労働基準法
最低賃金法 労働組合法
不当に安いお金で働かないように
雇用調整
失業しないように

「ブラックバイト」って？

- ・ 違法な長時間労働



「ブラックバイト」って？

- ・契約内容と違った業務



「ブラックバイト」って？

- ・厳しいノルマ



「ブラックバイト」って？

- ・大学の試験期間であっても休ませてくれない



「ブラックバイト」って？

**学生であることを
尊重しないアルバイト**



バイトをはじめるにあたって**大事なこと**

なかなか良いバイト
がないなあ…



バイトをはじめるにあたって

面接の時、採用の時、決められた条件を
しっかり覚えておこう！
できればその時に、雇用契約書や労働条
件通知書のコピーをもらうようにしましょう！

なんだか良さそ
うなバイトに決ま
ったぞ！



労働条件通知書 (アルバイト用)

事業場名称・所在地		
事業場名称	所在地	
労働者の氏名	労働者の住所	
就業の期間	就業の時間	
就業の場所	就業の場所	
就業の目的	就業の目的	
就業の待遇	就業の待遇	
就業の条件	就業の条件	

法律では

使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他の労働条件を**書面などで明示**しなければなりません(労働基準法15条)

労働条件通知書(アルバイト用)

給料について

平成 年 月 分給与明細書

出勤日数	欠勤日数	日給	日給
13	2	43,720	43,720
基本給	時間外支給	43,720	
残業代	深夜手当		
健康増進費	退職金		
先立金計	滞り金計	43,720	43,720
高卒給付金(1300円×11) 14,300円			

…おかしい…
こんなに少ない
なんて…

給料について

愛知県の最低賃金
2019年

時間額
898円

注意: **高すぎるのも怪しい**

給料について

時給は、1分単位で計算される。

○?
×?

給料について

正解

「15分刻みなので、14分働いても給料がつかない」 → **違法**

1分単位で計算し直した給料を請求できる。

どうして1分単位か



労働 指揮命令で働く→基準は時間
長く働いても短く働いても同じではだめ

労働時間について

制服に着替える時間はアルバイト
代は払わなくても良い？



○？

×？

労働時間について

正解



制服への着替えも、準備・片付けも、
雇い主の「業務命令」に基づく労働！
→実際の労働時間を証明する証拠を残すこと
(職場の時計を写メで保存)。

どうしてか

正解



労働は時間ではかる。

労働に必要な時間について働いた
分は払ってもらえる。

覚えておこう！

労基法の基礎知識

- 労働時間
⇒週40時間、1日8時間
- 休日
⇒毎週少なくとも1日の休日

シフトについて

突然店長から電話で「今日はヒマ
だから来なくていいよ」。そんな…
予定空けてたのに。出勤していな
いから給料はもらえない？



○？

×？

シフトについて

正解

6割であればもらえる可能性！

勤務日が減らされたことについて、雇う側に原因がある場合、休業補償として賃金の6割を請求できます(労働基準法26条)。

雇う側にやむを得ない事情がある場合は請求できませんが、もともとシフトに入っていたのに「ヒマだから」だけでは「やむを得ない」と言えないでしょう。



シフトについて

最初バイトをはじめるとき、店長から、週3日と言われていたのに、週5～6日の勤務になってしまいました。辞められる？



○？

×？

シフトについて

正解



シフトも「労働条件」ですので、明示された労働条件と事実が異なる場合、労働者は辞めることができます(労基法15条2項)。

なお、雇う側には、「労働条件」を明らかにする義務があります(労働基準法15条1項)。

⇒ バイトをはじめるとき「労働条件」をちゃんと確認しよう！

罰金などについて

罰金、懲罰、買取強制について

～「自分が悪いから仕方ない」は誤り～



罰金などについて

皿やグラスを割ると、罰金として給料から勝手に天引きされる。これって仕方ない？



○？

×？

罰金などについて

正解




給料は、労働時間に対応する全額が支払われなければならない(全額払いの原則)、使用者が一方的に天引きすることは違法です。

また、皿やグラスの代金も必ずしも労働者が弁償しなければいけないわけではありません。

罰金などについて

相殺
(そうさい)


禁止



全額払いの原則
生活の基盤である賃金を労働者に確実に受領させるための制度

罰金などについて

毎月のノルマがあって、達成できないと余った商品を買わされる。買い取らないといけない？



罰金などについて

正解



買い取る義務はありません。
明示的な強制でなくても、「ノルマが達成できなければ解雇する」と事実上強制され、自ら進んで購入するようなケースは「自爆営業」と呼ばれます。仲間と協力して拒否しよう！

退職・解雇


退職・解雇について

～辞めたいのに辞められない？～



退職・解雇


定期試験前だけどバイトが忙しくて…。バイトを辞めたいんだけど、辞めていいのかな？



○？
×？

退職・解雇

正解



辞めることができます。

⇒いつでも退職できる。
退職希望を伝えてから2週間で契約終了。
【契約期間が決まっている場合には例外があるので弁護士に相談してください】

退職・解雇

《よくある相談事例》

【辞めたいと伝えたら、「損害賠償請求するぞ」と脅された】

→ 辞めさせないために使用者が使う常套手段。
賠償請求できません。

【自分が辞めたら、他のバイトが大変になるといわれた】

→ 人手が足らなくならないように調整するのは、
使用者の仕事

退職・解雇について

アルバイトならいつでもクビにできる。



○?

×?

6 退職・解雇

正解



理由もなく解雇できません。

アルバイトであっても解雇するには客観的に合理的な理由が必要。

「働く」とは？ ～労働者の権利と義務～

学生バイトも労働者としての権利がある

ワガママ

ではない！



さらに詳しく知るために

ア 動画 東京都

・【動画で見る】若者必見！知らないで損する「労働法」

イ 画像 ブラック企業被害対策弁護団

ブラックバイトを、辞めます

- ・コンビニ編
- ・居酒屋編
- ・個別指導塾編



さらに詳しく知るために

ウ マンガ

厚労省が出している労働法のマンガ解説があります。

エ チラシ・リーフレット

- ①厚生労働省
- ②ブラック企業対策プロジェクト
・「新学期用ブラックバイト啓発パンフレット」
- ③首都圏青年ユニオン
- ④ブラック企業対策プロジェクトが出している冊子
・無料冊子第5弾『ブラックバイトへの対処法—大変すぎるバイトと学生生活の両立に困っていませんか？』



ブラックバイトの相談

おかしなこと、困ったことがあれば、
気軽に弁護士に相談

ブラックバイトの相談については、
Twitter ブラックバイト対策弁護団
のページ

「ブラックバイト対策弁護団」
で検索
無料で電話相談できます



ブラックバイトの相談

おかしなこと、困ったことがあれば、
気軽に相談

愛学リーガルクリニック

毎週水曜日 12時から15時
無料法律相談
法務支援センターの実務家教員(弁護士)と
研究科教員が無料で相談